

智頭急行株式会社駅名ネーミングライツスポンサー募集要項

1 趣旨

智頭急行智頭線の魅力向上を図るとともに、鉄道施設の有効活用による収入の確保及び鉄道駅に愛称（副駅名）をつけることにより、スポンサー（企業名、学校名、商品名等）の知名度向上やイメージアップを図ることを通じて地域振興につなげることを目的とする。

2 応募資格

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主(任意団体可)及び自治体とする。

① 以下に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）であること。

③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

④ 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ この要項に記載する条件等を遵守すること。

3 募集駅、販売価格及び表示期間

（1）募集駅：上郡駅～智頭駅の全14駅

（2）販売価格：別表参照

（3）表示期間：表示開始月から1年間単位

4 募集期間

2024年4月24日より申込み受付を開始し、スポンサーが不在の間は、継続して募集するものとする。

5 契約期間、支払時期

1年間の契約とし、以降は1年毎に契約するものとする。またスポンサーがネーミングライツ購入に要する価格及び負担すべき金額については一括前払いとする。

6 表記箇所

駅名標（駅により枚数が異なる）

なお、駅名標については、原則智頭急行株式会社で使用するフォントを使用するものとする。

7 特典

- (1) 智頭急行株式会社が発行する各種印刷物（パンフレット等）に表示する駅名表記に採用する。なお表示に際し、毎年3月に製作する印刷物については、当該年の前年2月2日から当該年2月1日までに契約を締結したスポンサーについて採用するものとする。
- (2) 特急の停車駅（上郡駅、佐用駅、大原駅及び智頭駅）のスポンサーについては、駅並びに特急スーパーはくとの車内業務枠等でスポンサーについて掲示する。
- (3) 前号に掲げる駅以外のスポンサーについては、駅並びに普通列車の車内業務枠でスポンサーについて掲示する。
- (4) スポンサーは、契約期間中において愛称（副駅名）を自社の営業活動に使用することができる。
- (5) スポンサーは、駅名ネーミングライツ更新時の優先交渉権を有するものとする。

8 費用負担

駅名標の作成（改修）、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用はスポンサー側の負担とする。施工範囲は契約時に契約者と智頭急行株式会社による協議にて決定するものとする。

9 選考方法

1駅に1スポンサーを原則とし、選考委員会において申込み先着順に駅名（副駅名）としての適否等を判断し、決定するものとする。

10 申込方法

別紙申込書に必要書類を添付の上、持参、郵送又はメールにより、下記まで申込むものとする。

【申込先】〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭2052-1

智頭急行株式会社総務部経営戦略課「駅名ネーミングライツ」係

*メールによる申し込みの際は事前に連絡の上、お申し込みください。

メール送付先 staff@chizukyu.co.jp

メール題名を「駅名ネーミングライツ申込」として送付してください。

11 お問合せ先

智頭急行株式会社総務部経営戦略課（平日9:00～17:45）

電話：0858-75-6600 FAX：0858-75-6601

別表

販売価格（年額・税別）

駅名	価格（万円）	駅名標枚数
上郡駅	50	1面(片面1基)
苔縄駅	10	1面(片面1基)
河野原円心駅	10	2面(片面2基)
久崎駅	15	2面(片面2基)
佐用駅	50	4面(両面2基)
平福駅	15	2面(片面2基)
石井駅	10	1面(片面1基)
宮本武蔵駅	15	1面(片面1基)
大原駅	50	5面(片面3基、両面1基)
西粟倉駅	10	1面(片面1基)
あわくら温泉駅	10	2面(両面1基)
山郷駅	10	1面(片面1基)
恋山形駅	50	2面(片面2基)
智頭駅	50	2面(両面1基)

- A 50万円（上郡、佐用、大原、恋山形、智頭）
 B 15万円（久崎、平福、宮本武蔵）
 C 10万円（苔縄、河野原円心、石井、西粟倉、あわくら温泉、山郷）

＜表示場所＞



表示エリア 縦70×横830mm以内

駅名標サイズ 縦850×横1200mm

智頭急行駅名ネーミングライツ申込書（初回・更新）

年 月 日

智頭急行株式会社 御中

申込者 事業者名
代表者名

「智頭急行駅名ネーミングライツスponsa募集要項」の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて
申し込みます。

なお、募集要項に定める応募資格をすべて満たしていること及び応募書類について事実に相違ないことを誓約します。

愛称（副駅名）案	
申込駅名	駅
命名権料（税抜）	万円 （初回のみ駅名標改修費4万円別途）
希望契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
応募動機（任意）	

事業者名	
住 所	〒 -
連絡先	担当部署
	担当者氏名
	TEL : () - FAX : () - e-mail :

- *添付書類 ①登記事項証明書（企業等）、住民票（個人事業主）
 ②印鑑証明書
 ③会社概要等（企業等）、自営に係る履歴書（個人事業主）
 ※ 添付書類は、内容に変更がなければ初回のみの提出とする。